

## 平成28年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

### 1 日時

平成29年3月2日（木） 10:00～11:40

### 2 場所

小倉リーセントホテル「ガーデンホール」  
（北九州市小倉北区大手町1-1-17）

### 3 出席者

#### （1）委員

公益代表 湯口部会長、渡邊委員、野田委員、田中委員  
労働者代表 松永委員、山田委員、法本委員、岡部委員  
使用者代表 野畑委員、徳光委員、岡部委員、小谷委員、米田委員  
専門委員 濱田九州運輸局次長（代理 野田港運課長）  
権藤北九州市港湾空港局長（代理 片山港営部長）

#### （2）事務局等

福岡労働局  
金尾職業安定部長、安河内職業対策課長、梅田職業対策課長補佐  
齋藤雇用指導開発係長、坂田雇用指導開発係主任

山口労働局  
梶村職業対策課長、岡村高齢・障害者雇用対策係主任

### 4 議題

- （1）議事録署名委員の指名について
- （2）港湾雇用安定等計画の施行状況について
- （3）その他

## 平成28年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会

平成29年3月2日（木）

（齋藤雇用指導開発係長）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開会させていただきます。

私は本日議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局職業安定部職業対策課の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本日の会議におきましては、公益代表委員が4名、労働者代表委員が4名、使用者代表委員が5名、合計13名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております部会の成立要件である、委員及び臨時委員の3分の2以上の出席又は労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしましては、2名の委員のご出席をいただいているところでございます。

なお、公益代表委員であります九州国際大学男澤委員及び専門委員であります下関市港湾局阪田委員、そして労働者代表委員であります富吉

委員につきましては、本日所用により欠席である旨併せてご報告いたします。

議事に入ります前に、当部会の運営に関しましてご説明をさせていただきます。

当部会は原則として公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴ができることとなっており、その議事録等も公開の対象となっております。

そのため議事録につきましては、発言者の名前を含み福岡労働局ホームページに公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず福岡労働局職業安定部長の金尾が、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

**(金尾職業安定部長)**

改めまして福岡労働局職業安定部長の金尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から関門港における港湾労働行政の運営につきまして多大なるご理解とご協力をいただきまして、

この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて現下の雇用失業情勢でございますが、福岡におきましては12月の有効求人倍率は1.40倍、それから山口におきましては1.46倍と、前年同月比に比べかなり向上しており、着実に改善が見られる状況となっております。

また、関門港に関する地域別でみますと、福岡の北九州地域においては1.42、下関地域は1.79と、地域でも前年同月に比べ高い改善傾向を示しているところでございます。

港湾労働対策でございますが、現在は平成26年4月から施行されている「港湾雇用安定等計画」に基づき、各種施策を行っているところでございます。なお、当該計画の期間は中長期的な視点から施策することとなっております、平成26年度から平成30年度までの5か年計画ということになっております。

本日の当部会では、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、それから平成27年度及び28年度における港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組などについて、説明をさせていただきます。

その後関門港の現状や課題等について、委員の方々から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、本日はよろしく願いいたします。

(齋藤雇用指導開発係長)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております次第の1ページに委員名簿を付けておりますので御覧いただきたいと思っております。それでは私のほうからこの名簿順に沿ってご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、大変恐縮でございますがその場でご起立をいただきますようお願いいたします。

まず公益代表委員といたしまして、湯口委員でございます。

同じく渡邊委員でございます。

同じく野田委員でございます。

同じく田中委員でございます。

続きまして労働者代表委員といたしまして、松永委員でございます。

同じく山田委員でございます。

同じく法本委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

続きまして使用者代表委員といたしまして、野畑委員でございます。

同じく徳光委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

同じく小谷委員でございます。

同じく米田委員でございます。

続きまして専門委員の代理出席といたしまして、濱田委員の代理の野田港運課長でございます。

同じく権藤委員の代理の片山港営部長でございます。

委員の紹介は以上になります。

続きまして、議事次第の4、部会長あいさつになります。湯口部会長にご挨拶をお願いいたします。

#### (湯口部会長)

関門港湾労働部会長の湯口でございます。

本日はお足元の悪い中、朝早くからお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

近年港湾労働を取り巻く環境につきましては、皆様御承知のとおり、規制改革の影響、近代的荷役の進展、波動性への対応等大きく変化しているところであります。

このような中で港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については改善が進みつつあるものの、なお改善すべき状況にあり、雇用秩序を維持したうえで、抱える諸問題を解決していくためには、「港湾労働法」及び「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要でございます。

本日は、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組について事務局から説明をいただき、その後皆様方の御意見、御質問を頂戴いたしたいと考えております。

皆様方の御配意により部会の議事が円滑に進行されるようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

**(齋藤雇用指導開発係長)**

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますので、湯口部会長、進行をよろしく願いします。

**(湯口部会長)**

ではよろしく願いいたします。

議事に入る前に、本日の部会の傍聴希望者が6名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

**【委員の了解を得る】**

では異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題の（１）「議事録署名委員の指名」でございます。

運営規定の第６条に「部会の議事録については部会長及び部会長の指名した委員及び臨時委員２名が署名するものとする」とされておりますので、私のお他委員２名を指名させていただきます。

労働者代表の松永委員と使用者代表の野畑委員にお願いしたいと存じたいが、よろしいでしょうか。

**【異議なし】**

ありがとうございます。

では、承認を受けましたので、松永委員、野畑委員よろしくお願いいたします。

続きまして議題の（２）「港湾雇用安定等計画の施行状況について」事務局よりご説明をお願いします。

**（梅田職業対策課長補佐）**

福岡労働局職業安定部職業対策課長補佐の梅田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題２の「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩序維



持関係の取組について」の2点につきましてご説明申し上げます。

現在の港湾雇用安定等計画につきましては、先ほどからも出ておりますように、平成26年度から始まっております。これからご説明する内容は平成27年度と、今年度平成28年12月までにおける港湾雇用安定等計画に基づく施行状況についてご説明いたします。

まずお手元の配布資料をご覧ください。

まず1ページに本部会の委員名簿、2ページから3ページに本部会運営規定、4ページに福岡地方労働審議会の委員名簿、5ページから8ページに審議会運営規定及び9ページから11ページに地方労働審議会令を載せております。

この部分に関する説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧になってください。

次にお手元の資料12ページをご覧くださいませでしょうか。

これは「港湾労働者派遣事業許可事業所の状況」をまとめた表でございます。平成27年12月末現在の関門港における事業免許ごとの許可事業所数を計上したものでございます。

門司港は事業免許数15件、実事業所数13事業所、小倉港は事業免許数7件、実事業所数6事業所、若松港は事業免許数8件、実事業所数も8事業所、戸畑港は事業免許数3件、実事業所数も3事業所、八幡港

は事業免許数 5 件、実事業所数も 5 事業所となっており、北九州港全体で事業免許数は 3 8 件、実事業所数は 3 5 事業所となっております。これは昨年度から 1 事業所増加となっております。

また、下関港で事業免許数は 1 件、実事業所数も 1 事業所となっており、関門港全体では事業免許数は 3 9 件、実事業所数は 3 6 事業所となるため、関門港全体で見ましても昨年度から 1 事業所増加となっております。

次に 1 3 ページをお願いします。

「関門港における港湾労働者就労状況」についてご説明いたします。

港ごとの企業常用、派遣労働者及び日雇労働者の就労延数について、上から、平成 2 3 年度から平成 2 7 年度については各年度の平均値を、平成 2 8 年度については、4 月から 1 2 月までの平均値を計上し、また、その下段には平成 2 7 年度については月ごと、平成 2 8 年度についても、同様に 1 2 月までの月ごとの状況を計上しております。

まず、港湾労働者全体の就労延数でございますが、平成 2 6 年度の平均値と平成 2 7 年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス 3 3 9、門司港はマイナス 2 7 9、小倉港はプラス 1 2 4、若松港はプラス 2 4、戸畑港はプラス 1 2 3、八幡港はプラス 1 4 2 であり、関門港全体ではマイナス 2 0 6、約 0. 4 % の減少となっております。

また平成27年度の平均値と平成28年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス206、門司港はプラス7、小倉港はマイナス118、若松港はマイナス725、戸畑港はマイナス21、八幡港はマイナス118、関門港全体ではマイナス1181、約2.5%の減少となっております。

次に企業常用の港湾労働者の就労延数でございますが、平成26年度の平均値と平成27年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス255、門司港はマイナス308、小倉港はプラス60、若松港はプラス12、戸畑港はプラス134、八幡港はプラス109であり、関門港全体ではマイナス249、約0.6%の減少となっております。

また平成27年度の平均値と平成28年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス178、門司港はマイナス91、小倉港はマイナス119、若松港はマイナス667、戸畑港はマイナス32、八幡港はマイナス112、関門港全体ではマイナス1198、約2.6%の減少となっております。

続きまして、派遣労働者の平均就労延数について、ご説明致します。

平成26年度の平均値と平成27年度の平均値を港ごとに比較しますと、下関港はマイナス4、門司港はマイナス8、小倉港はプラス100、若松港はマイナス31、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス

63、関門港全体ではマイナス6、約1.1%の減少となっております。

また平成27年度の平均値と平成28年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス6、門司港はプラス6、小倉港はマイナス24、若松港はマイナス11、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はプラス3、関門港全体ではマイナス20、約3.4%の減少となっております。

派遣労働者の平均就労延数は、平成24年度をピークに、それ以降は減少傾向にあるところでございます。

続きまして、日雇労働者の平均就労延数について、平成26年度の平均値と平成27年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス80、門司港はマイナス15、小倉港はマイナス7、若松港はプラス13、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はプラス88、関門港全体ではマイナス2、わずかに減少となっております。

また平成27年度の平均値と平成28年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス33、門司港はプラス143、小倉港はマイナス3、若松港はマイナス17、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス2、関門港全体ではプラス90、約6.9%の増加となっております。

日雇労働者の就労延数につきましては、平成22年度から24年度ま

では増加し、25年度、26年度、27年年度は減少しておりましたが、平成28年12月までは再び増加傾向にあるところでございます。

以上、関門港における港湾労働者の就労状況を各雇用形態における就労延数との関係で見ますと、25年度から26年度は企業常用で増加し、派遣労働者と日雇労働者は減少しておりましたが、27年度は企業常用、派遣、日雇と全ての雇用形態で減少し、28年度については企業常用、派遣で減少しておりますが、日雇労働者は平成28年12月まで増加となっているところでございます。

次の14ページをご覧ください。

これは13ページの表を基に、年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したものですが、全体的に見て平成23年度から平成26年度までの数値は増加が続いており、平成27年度はほぼ横ばい、平成28年12月までは減少となっております。

続きまして15ページをご覧ください。

「関門港における日雇労働者就労状況」についてご説明いたします。

これは、先ほどご説明した13ページの日雇労働者就労延数の内訳について、「安定所紹介」、「直接雇用」を分けて計上したものでございます。

表の右の「直接雇用」の港ごとの平成26年度平均値と平成27年度平均値について比較しますと、下関港はマイナス87、門司港はマイナ

ス15、小倉港はマイナス7、若松港はプラス13、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はプラス88、関門港全体ではマイナス8、約0.6%の減少となっております。

また平成27年度の平均値と平成28年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス42、門司港はプラス143、小倉港はマイナス3、若松港はマイナス17、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス2、関門港全体ではプラス80、約6.4%の増加となっております。

次の16ページをご覧ください。

これは年度ごとの日雇労働者の平均就労延数をグラフで表したのですが、平成23年度から24年度までは増加し、25年度から26年度は減少、27年度はほぼ横ばい、平成28年12月までは再び増加しているところがございます。

次に17ページをご覧ください。

平成27年度「常用港湾労働者就労状況調」でございます。

港湾運送の業務に従事される常用労働者の方につきましては、氏名や期間などをハローワークに届け出ていただきまして、ハローワークはこの常用港湾労働者の方に港湾労働者証を交付し、労働者は携帯することとされているところですが、この常用港湾労働者の就労実人員、就労延

べ数、平均就労日数を掲載しています。

平成22年度から平成26年度は各年度別の月平均を、平成27年度は各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の18ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。

17ページに戻りまして、平成27年度の平均就労日数を平成26年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.5日で前年度の18.8日と比べると0.3日減少しております。小倉港は13.8日で前年度と比べ0.3日増加しております。若松港は14.1日で前年度と比べると0.5日減少しております。戸畑港は21.3日で前年度と比べ増減はありません。八幡港は14.6日で前年度と比べると0.3日増加しております。北九州港では15.6日で前年度と比べ0.1日減少しております。

18ページに移りまして、下関港は16.9日で前年度と比べると0.9日減少しております。関門港全体でみると平均就労日数は15.7日で前年度と比べ0.2日減少しております。

次に19ページをご覧ください。

こちらは平成28年12月までの「常用港湾労働者就労状況調」でございます。先ほどの説明と同じように就労実人員、就労延べ数、平均就

労日数を掲載しています。

平成23年度から平成27年度は各年度別の月平均を、平成28年度は12月までの各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の20ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。

19ページに戻りまして、平成28年度の平均就労日数を、平成27年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.3日で前年度の18.5日と比べると0.2日減少しております。小倉港は13.8日で前年度と比べると増減はありません。若松港は13.2日で前年度と比べると0.9日減少しております。戸畑港は21.4日で前年度と比べると0.1日増加しております。八幡港は15.1日で前年度と比べると0.5日増加しております。北九州港では15.4日で前年度と比べ0.2日減少しております。

20ページに移りまして、下関港は16.7日で前年度と比べると0.2日減少しております。関門港全体でみると平均就労日数は15.6日で前年度と比べ0.1日減少しております。

次に21ページをご覧ください。

「常用港湾労働者数の推移」でございます。



先程の説明と重複いたしますが、これはハローワークが交付いたしました港湾労働者証の枚数をカウントしたものでございまして、常用港湾労働者として関門港で港湾業務に従事していらっしゃる方の人数の推移につきましては、平成22年度から26年度までは、各年度末現在の港湾労働者証所持者数を、平成27年度は各月末の数を計上しております。

平成26年度末と平成27年度末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,464人から3,385人でマイナス79人となっております。

各港別に平成26年度末と平成27年度末を比較してみますと、門司港はマイナス22人、小倉港はプラス18人、若松港はプラスマイナス0人、戸畑港はプラスマイナス0人、八幡港はマイナス41人、下関港はマイナス34人となっております。

また、常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を内数で計上しております。

常用港湾労働者数と同様に派遣対象労働者数を平成26年度末と平成27年度末の数で比較してみますと、関門港全体では1,128人から1,052人でマイナス76人となっております。

各港別に平成26年度末と平成27年度末を比較してみますと、門司港はマイナス8人、小倉港はマイナス26人、若松港はマイナス13

人、戸畑港はマイナス6人、八幡港はマイナス22人、下関港はマイナス1人となっております。

22ページ左側に関門港全体の常用港湾労働者数の推移を平成22～26年度は年度ごと、平成27年度は月ごとに棒グラフにしたものを、右側には平成27年度末の関門港全体に対する各港の常用労働者数の割合を円グラフにしたものを載せています。参考までに後ほどご覧ください。

23ページも21ページ同様「常用港湾労働者数の推移」について、28年度12月末までの数を計上しております。

平成27年度末と平成28年度12月末の数字を比較してみると、関門港全体では3,385人から3,394人でプラス9人となっております。

各港別に比較してみると、門司港はプラス2人、小倉港はプラス1人、若松港はプラス3人、戸畑港はマイナス3人、八幡港はマイナス3人、下関港はプラス9人となっております。

また、21ページ同様常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を平成27年度末と平成28年度12月末の数で比較してみると、関門港全体では1,052人から1,108人でプラス56人となっております。

各港別に比較してみますと、門司港はプラス40人、小倉港はプラス26人、若松港はマイナス8人、戸畑港はマイナス3人、八幡港はプラス3人、下関港はマイナス2人となっております。

24ページも22ページ同様グラフを掲載しておりますので、参考までにご覧ください。

25ページから26ページにつきましては、「港湾労働者派遣状況一覧」となっております。

25ページは「平成27年度」、26ページは「平成28年度12月末の状況」について、「派遣締結数」及び「日雇労働者雇用数」をそれぞれ計上しております。

また、「日雇労働者雇用数」については、「安定所紹介」と「直接雇用」に分けて各港別に計上しております。

なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

25ページに戻りましてご説明いたしますと、港湾労働法では、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としておりますところ、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力につきましては、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされているところでございます。

各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成26年度は3,836、平成27年度は3,720となっており、差し引きマイナス116、小倉港におきましては、平成26年度は653、平成27年度は1,845となっており、差し引きプラス1,192、洞海港におきましては、平成26年度は2,588、平成27年度は1,465となっており、差し引きマイナス1,123、下関港におきましては、平成26年度は86、平成27年度は41となっており、差し引きマイナス45となっております。

次にページ右の欄をご覧ください。

センター派遣あつ旋申込を行う港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず、あつ旋が不調に終わるなど必要な労働力を確保できない場合には、安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められておりますが、その安定所の紹介数は、平成27年度は996となっており、平成26年度の787よりプラス209、26.4%の増加となっております。

ただ今安定所の紹介数をご説明申し上げましたが、安定所の的確な紹介が受けられない場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところでございます。手続きといたしましては、安定所に所定の届出をしていただいて日雇労働者の直接雇用が例外的に認められておきまして、表の一番右側、直接雇用数がその数になります。

平成27年度は15,323となっており、平成26年度の14,961よりプラス362、2.4%の増加となっております。

26ページをご覧ください。

平成28年度の派遣状況について4月～12月の状況を計上しております。

最下段の平成27年度12月末時点の合計と平成28年度12月末時点の合計を先ほどと同様に各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成27年度2,720、平成28年度2,779となっており、差し引きプラス59、小倉港におきましては、平成27年度1,420、平成28年度1,229となっており、差し引きマイナス191、洞海港におきましては、平成27年度1,087、平成28年度1,026となっており、差し引きマイナス61、下関港におきましては、平成27年度23、平成28年度50となっており、差し引きプラス27となっております。

ページ右欄をご覧ください。

安定所の紹介数は、平成28年度12月末時点で830となっており、平成27年度12月末時点の633よりプラス197、約31%の増加となっております。

また、直接雇用数をみてみますと、平成28年度12月末時点は

12, 614、平成27年度12月末時点は11, 584と、プラス1, 030となっております。

派遣実績については、関係者の皆様のご協力により、一定の数字を残しているところでございますが、港湾雇用安定等計画では、港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める旨の項目がございます。今後とも港湾労働者派遣制度の積極的な活用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に27ページ、28ページに、平成27年度及び平成28年度12月までの「港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受状況」をまとめたものを掲載しておりますので後ほどご覧になってください。

続きまして、29ページから32ページは港湾労働雇用秩序関係資料となっております。

29ページをご覧ください。

1 「立入検査、現場パトロールの実施状況」について、平成24年から平成28年までの5年分を計上しております。

この数字は主に現場パトロールの数となっており、平成27年の実施回数は198回、実施事業所数は683事業所、平成28年の実施回数は211回、実施事業所数は774事業所となっており、現場査察に取

り組んでいるところでございます。

なお、昨年度の部会の中でもご説明しておりましたが、平成27年に小倉所及び八幡所にて違反事業所が1ずつあがっております。

2「事業所訪問指導の実施状況」につきましても同様に、平成24年から平成28年までを計上しております。

この数字は事業所訪問により事業所を指導した結果をあげております。

平成27年は延べ7回、3事業所、平成28年は延べ7回、2事業所に対して行っております。

小倉所及び下関所において平成27年、平成28年に事業所訪問指導の実施数が上がっていないのは、現場パトロール等を行った際に、訪問指導を行う必要性のある事業所や事象が見受けられなかったため、訪問指導までは至っていないということになっております。

八幡所の2事業所につきましては、のちに説明いたします共同パトロールで発見した事象に関する事業所への指導で1事業所と、港湾労働者派遣事業の許可を受けている事業所が、毎月ハローワークに届け出る「就労状況報告書」という書類の記載について、届け出る際に不備等が多かったため、記載内容や方法について事業所を訪問し、指導及び助言を行った1事業所となっております。

次に3「雇用管理者の選任届の状況」です。

関門港におきましては平成28年12月末現在、81事業所、100%の事業所に選任していただいております。

また4「雇用管理者研修等の開催状況」です。

平成24年度から平成28年度を計上しており、今年度は2月7日に開催され、参加事業所は記載のとおりでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

5「共同パトロールの実施状況」です。

共同パトロールは年2回実施しており、平成27年度は7月15日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月24日に、平成28年度は7月27日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月28日に実施いたしました。

内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、資料に挙げております各地区の岸壁をパトロールしたところでございます。

今年度実施したパトロールにおきまして、第1回目と第2回目でそれぞれ問題と思われる事案を発見いたしました。それにつきまして少し説明させていただきます。

まず、7月27日に行いました第1回共同パトロールにおきまして、下関本港の細江埠頭において、ある事業所の従業員がフォークリフトに乗り作業を行っていましたが、ワッペンを貼っておらず、港湾労働者に



該当するのではないか、との疑義が上がったものになります。

当件について管轄であります山口労働局下関公共職業安定所が調査を行ったところ、この事業者は下関港国際ターミナル内でフェリーの旅客手荷物を取り扱う業務を行っており、手荷物置き場からコンテナ又はトラックに積み込む作業のみを行っているもので、フェリーに直接搬入・搬出することはなく、業務実態としては港湾運送事業法には該当しないという回答を厚生労働本省及び九州運輸局からも受けており、また、港湾倉庫荷役にも該当しないため、この事業者は港湾労働法の適用にならない。と判断がなされたものになります。この件につきましては、調査に当たった山口労働局から、第2回共同パトロールにご参加いただいた港湾雇用秩序連絡協議会委員及び関係者に対し、パトロール冒頭にて説明させていただきました。

次に、11月28日に実施しました第2回共同パトロールの際に発見した事案につきまして説明させていただきます。

こちらもパトロールで戸畑地区にある港湾倉庫を訪れた際に、ある事業所の作業員が作業を行っていましたが、ヘルメットにワッペンを貼っていなかったものになります。

その後管轄であります八幡公共職業安定所若松出張所が調査を行ったところ、ヘルメットを新しいものに交換した際にワッペンを貼ることを

忘失してしまっていたということでした。

当事案につきましては、主な発生原因は事業主側の港湾労働法遵守の不誠実及び関門港湾雇用秩序のルールに対する理解不十分にあるものではありますが、我々福岡労働局としましても、安定所における日々のパトロールの進行管理が不十分であったことや、安定所においてはパトロール計画の履行徹底不足にも原因の一因があると考えております。当案件に係る事業者に対しては、今後このような事象がないよう強く指導を行っております。

また、今後八幡公共職業安定所若松出張所におきましても、ワッペン貼付に係るパトロールを強化して実施しているところでございますし、その他の事業者につきましても、あらゆる機会を捉えて周知徹底に取り組んで参ります。

では、31ページに移りまして港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。

平成27年度と平成28年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

最後に32ページ、各会議開催状況であります。

まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会ではありますが、平成27年度につきましては、平成28年3月7日に開催いたしました。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、平成27年度「第

47回」は平成27年6月24日に開催いたしました。平成28年度「第48回」については、平成28年7月6日に開催しております。

以上をもちまして「港湾雇用安定等計画の施行状況について」の説明を終わらせていただきます。

**(湯口部会長)**

お疲れ様でした。ただ今の事務局からの説明に関して、ご質問、ご意見等はございましたらお願いいたします。

何かご意見、ご質問ございませんか。

では、他に無いようですので、議題(3)その他に移りたいとおもいます。本日は特にその他としての議題を設けておりませんので、港湾労働対策に関するご意見ご質問等、あれば何でも結構ですので、何かありませんでしょうか。

**(松永委員)**

全港湾の松永です。

港湾労働法での適用地域、地域がわかるように記された大きな地図が少し前にあったと思うんですね。

その地図が港労法適用地域かどうかということを見る際に非常に便利

で見やすかったということだったのですが、今なかなか手に入らない。ハローワークに行っても「もう在庫がないです。」と言われて、どの場所ですかと確認する際の地図もずいぶん前の地図であるという現状があるので、どうにか新しい地図を、必要とされる方に配付できる十二分な数でまた作っていただきたい。ということで、これは要望になりますが申し上げたいと思います。

**(湯口部会長)**

それでは今の件につきまして・・・

**(梅田職業対策課長補佐)**

職業対策課の梅田でございます。松永委員からのご要望の地図の件につきましてですが、事務局から話をさせていただきます。

地図につきましてですが、各部署からも話が上がっておりまして、予算の関係もありましてなかなか措置ができていない状況ではあります。来年度、29年度は予算の要望を行っておりますので、予算措置が下りた場合は、地図を作成し、必要な部署に必要なとなる十分な部数を配付したいと考えているところでございます。

**(湯口部会長)**

ありがとうございました。今の件はよろしいでしょうか。

**(松永委員)**

わかりました。ありがとうございます。

**(湯口部会長)**

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それではここで、次年度の当港湾労働部会の日程につきまして、事務局から提案があるようですので、よろしくお願ひします。

**(梅田職業対策課長補佐)**

では、事務局より来年度の当部会の日程につきましてご提案させていただきます。

例年、年末から年明けすぐ辺りに、皆さまに当部会の開催に係る日程調整を FAX 等でさせていただいて、だいたいこの3月辺りの日程についてご都合をお伺いしているところですが、この時期は皆さまもお忙しい時期でしょうし、お伺いした時にはすでに予定が入っている場合も多いかと思われまふ。そこで、毎年の部会の終わりに次年度の部会のあらかたの日程を事務局から提案させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

**【意見、質問なし】**

では、ご了承いただけたということによろしいでしょうか。

まず、当関門港湾労働部会の中で、関門港における港湾労働の状況や雇用秩序維持関係の取り組みに関する報告等を行い、委員の皆さまのご意見・ご質問をいただいたり、議論等を行っていただいたりする会議となりますので、開催はやはりこの時期に行う必要があるものになります。

そこで、次年度、平成30年の2月末から3月初旬の日程を見た場合、2月の19日が月曜日となりましてその週の23日が金曜日、翌週は26日が月曜日で26、27、28日水曜日までが2月となります。月末や月初めは皆さま何かとお忙しいと思われまますので、その2月26日から3月2日までの一週間は避けて、翌週は3月5日月曜日から9日が金曜日となります。

月曜や金曜も予定が多いかと思われまますので、ご提案させていただくとしたら2月20日火曜日から21日水曜、22日木曜、もしくは3月6日火曜日から7日水曜、8日木曜のどちらかの時期をご提案させていただきたいと考えておりますが、どちらの方が都合がいい等ございませうか。

#### (野畑委員)

その時になってみないと、今の段階で言われても分からない。逆に皆だいたいこの時期と思って毎年考えているので、今提案されてもどうか

と思いますが。あとは時間的な問題なので。今回のように午前中であれば我々も時間的に都合を付けやすい。が、日程については今の時点ではちょっと。まあ、今の段階では「この辺ですよ」というところでおさえてもらえませんか。

**(梅田職業対策課長補佐)**

では、今の段階では2月末から3月の始めぐらいのところで考えていく、ということよろしいでしょうか。また、日程調整のご連絡はなるべく早めに、今年度は年明けに調整させていただきましたが、来年度はもう少し早めに、調整させていただいた方がより皆さまのご都合が調整つきやすいのではないかと思いますので、来年度はもう少し早めに、秋ごろから冬に入った辺りぐらいに、皆さまに調整させていただきたいと思います。お忙しい中とは思いますが、来年度もよろしく願いいたします。

以上で事務局からの提案を終わります。部会長にお返しいたします。

**(湯口部会長)**

ありがとうございました。

他にご質問、ご意見、ご要望はございませんか。

よろしいでしょうか。

他にご意見がないようですので、本日の部会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

※ 関係者から発言に関する挙手があったが、部会長が内容を確認したところ、当部会で審議する内容と無関係であったため、発言を許可しなかった。